

用語解説

【あ行】

■ インフラ

インフラストラクチャーの略で、交通施設や上下水道、送電網、通信施設、学校や病院等の公共施設など、社会で共有する産業や生活の基盤となる施設のことです。

■ 美しい国づくり政策大綱

平成15年7月に国土交通省が取りまとめた政策大綱です。魅力ある美しい国づくりに向けた基本的な考え方が示されているとともに、事業における景観形成の原則化、分野ごとの景観形成ガイドラインの策定、景観に関する基本法制の制定、緑地保全・緑化推進策の充実など15の具体的施策が取りまとめられています。

■ オープンスペース

交通施設や建物など特定の用途によって占有されていない空地进行を指します。遊びや運動、イベントなど多目的な利用が可能な公園や広場などが該当します。

■ 岡山カルチャーゾーン

岡山後楽園や岡山城などの周辺地域で、美術館や博物館、図書館などの文化施設が集中していることから「岡山カルチャーゾーン」と呼ばれています。

■ 岡山県自然保護条例

郷土の自然を保護することを県政の基調として確立し、自然と調和した生活環境を創造することを目的に定められた条例です。自然保護に関する行政や県民の責務、自然環境保全地域の指定などについて定められています。（昭和46年制定、最終改正平成23年）

■ 岡山市環境基本計画（第2次岡山市環境基本計画）

本市の環境及び環境関連施策の現状と課題を踏まえ、目指す環境像や環境目標、まちづくりの中での施策などを定めたものです。平成24年3月に策定されました。

■ 岡山市環境保全条例

市民や事業者、行政などすべての人々の参加により、都市の構造や活動を環境保全型へと変え、自然と共生し、環境負荷が小さい持続発展が可能な都市を実現することを目指して制定されました。（平成12年制定、最終改正平成23年）

■ 岡山市自然環境配慮情報システム

市域の自然環境を形成している基礎的な環境条件をはじめ、それらの環境条件を踏まえた地域ごとの環境配慮の基本的方向など、地図をはじめとした様々な環境情報を提供しています。

■ 岡山市景観基本計画

都市の美しさは市民共有の財産であり、歴史・文化・人々を育む基盤を形成します。美しい景観が「おかやまの原風景」として将来に渡って受け継がれていくことを目指し、平成18年3月、市の景観形成を推進するためのマスタープランとして策定されました。

■岡山市人口ビジョン

本市の人口の現状分析や人口の将来展望を提示するため、平成 27 年 10 月に策定されました。本市の総人口はこれまで一貫して増加してきましたが、平成 32 年（2020 年）をピークに人口減少期に突入することが見込まれています。

■岡山市第六次総合計画

総合計画とは、まちづくりの中長期的な指針として、都市づくりの基本目標や将来都市像、政策・施策の基本的な方向性を示す計画です。

平成 28 年 3 月、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を期間とする長期構想が策定されました。平成 28 年 7 月現在、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を期間とする前期中期計画の策定に向けた取り組みが進められています。

■岡山市都市計画マスタープラン（※都市計画マスタープランを参照）

■岡山市都市ビジョン【新・岡山市総合計画】

本市の将来都市像とその実現に向けた都市づくりの方向を明らかにするため、平成 21 年 3 月に策定されました。また、将来都市像実現への道筋を具体的に示すため、重点的に取り組む政策の体系や成果指標などについても定めています。

■岡山市都心創生まちづくり構想

岡山市の都市的ルーツと言わべき岡山城を中核とする岡山カルチャーゾーンを中心に、城下町に伝わる歴史資産や文化資産を活かした、風格と魅力ある都心づくりを進めるための基本方針として、平成 26 年 3 月に策定されました。

【か行】

■環境教育

持続可能な社会の構築を目指し、家庭や学校、地域などの様々な場において、環境と社会・経済・文化とのつながりや、環境の保全などについての理解を深めるために行われる教育です。

■既存ストック

これまでに整備された既存施設を指します。

■共生地区

岡山市環境保全条例に基づき指定された地区で、公共事業を含めた一定規模以上の開発事業を行う際に適切な自然環境への配慮が推進されるよう、環境配慮事項の届出が義務付けられています。（平成 27 年度末時点、19 地域及び 1・2 級河川全域を指定。）

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

■景観形成重点地区

市民の誇りとなる優れた景観を有する地区または新たに良好な景観を創出すべき地区など、重点的に景観形成を推進していくために指定する地区のことです。岡山市景観計画では後楽園背景保全地区などを指定しています。

■景観法

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するよう制定された法律です。景観行政団体（都道府県や政令指定都市等）が景観に関する計画や条例を作る際の根拠法となります。（平成 16 年制定、最終改正平成 27 年）

■公益財団法人岡山市公園協会

本市の公園緑地事業や緑化推進事業の発展振興を目的として昭和 57 年 10 月に設立されました（平成 25 年 4 月から公益財団法人となっています）。岡山市緑化基金の運用や緑化相談事業、都市公園の管理業務など様々な活動を市と連携しながら行っています。

■公共公益施設

都市計画法などにおいて、公共施設とは道路や河川、公園緑地、下水道、水路などを指します。公共公益施設とは、これに教育施設や官公庁施設、医療施設など生活のために欠かせない公益事業施設を加えた呼称として使用しています。

■工場立地法

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則等の公表、これらに基づく勧告、命令等を行うための法律です。（昭和 34 年制定、最終改正平成 23 年）

■国土形成計画

国土形成計画法（昭和 25 年制定、最終改正平成 24 年）に基づき作成される計画です。国土資源の利用及び保全、災害の防除及び軽減、産業の適正な立地、文化、厚生及び観光に関する資源の保護、良好な環境の創出など、国土づくりの方向性を示す事項が定められています。全国の区域について定める全国計画と、地方ごとに定める広域地方計画から構成されます。

■国土利用計画

国土利用計画法（昭和 49 年制定、最終改正平成 26 年）に基づき作成される計画です。自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることなどを目的とし、自然、社会、経済、文化といったさまざまな条件を考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って定める計画です。全国の区域を対象とした全国計画、都道府県の区域を対象とした都道府県計画、市町村の区域を対象とした市町村計画があります。

【さ行】

■里山

奥山・深山等の原生的自然に対し、人が利用してきた地域の樹林地や農地、湿地など、多様な動植物が生息・生育する環境の総称として使用しています。

■市街化区域、市街化調整区域

都市計画区域内に定められる区域区分です。市街化区域は、既に市街地を形成している区域かおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指します。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、原則として開発行為は抑制されます。

■自然環境配慮ガイドライン

岡山市環境保全条例に基づき、共生地区内での一定規模以上の開発事業には環境配慮事項の届出義務を課しています。この環境配慮事項検討の指針となるよう、影響の回避や低減、代替措置の考え方などについて取りまとめ、公表しています。

■自然共生社会

健全で恵み豊かな自然環境が適切に保たれ、自然の大きな循環に沿う形で農林水産業も含め社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然と人との間に豊かな交流が実現された社会です。

■自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養、教化、生物の多様性確保等に寄与するために設けられた公園です。国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類があり、土地の所有にかかわらず地域を指定する地域性の公園であるため、国、県有地だけでなく私有地も含まれます。自然公園法（昭和32年制定、最終改正平成26年）に基づきます。

■種の保存法

国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）が施行されました。国内に生息・生育する、または、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めています。（平成4年制定、最終改正平成26年）

■人口集中地区（DID地区）

国勢調査において設定される統計上の地区で、英語による“Densely Inhabited District”から「DID地区」とも呼ばれます。人口密度の高いエリア（4,000人/km²以上）が互いに隣接して人口5,000人以上になると設定されます。

■森林法

日本の森林・林業に関する基本的な法律の一つで、森林計画制度や林地開発許可制度、森林施設計画制度、保安林制度などについて規定しています。（昭和26年制定、最終改正平成26年）

■生物多様性

多様な生きものたちの豊かな個性とその繋がりのことです。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性が考えられています。

■政令指定都市

地方自治法に定められた都市制度の一つで、政令（内閣が制定する命令）で指定します。人口、都市としての規模、行財政能力等において既存の政令指定都市と同等の実態を有すると認められた都市が対象となります。本市は平成21年4月に移行しました。

■全国都市緑化おかやまフェア

全国都市緑化フェアは、国、地方公共団体及び住民等の協力による都市緑化を全国的に推進し、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的として毎年開催されています。おかやまフェアは、西大寺緑花公園を含む西大寺地区を主会場とし、平成21年に開催されました。

■総合設計制度

建築物の敷地に一定以上の広さの公開空地を設ける場合、容積率（敷地面積に対する延床面積の割合）や各種の高さ制限などを緩和する制度です。

【た行】

■ 地区計画

まちづくりのルールを住民と行政が協働して定め、このルールに基づいて道路の整備や建築物の建築などを行っていくことにより、住みよい住環境の創造や美しい街並みの形成などを進めていく制度です。

■ 中心市街地活性化基本計画

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年制定、最終改正平成 27 年）に基づき、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために市町村が策定し、内閣総理大臣が認定を行います。

■ 低炭素社会

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内に削減するよう、環境配慮を徹底する社会のことです。

■ 都市計画区域

自然的・社会的条件や人口、産業、土地利用、交通量などの現状とその推移を考慮しつつ、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として指定され、都市施設（道路、公園、下水道など）計画や土地利用規制の対象とされる区域です。必要に応じ、無秩序な市街化の防止や計画的な市街化を図ることを目的に、市街化区域及び市街化調整区域に区分します。

■ 都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るよう、都市計画の内容やその決定手続、都市計画制限、都市計画事業など、都市計画に関して必要な事項を定めた法律です。（昭和 43 年制定、最終改正平成 27 年）

■ 都市計画マスタープラン

人口、人・物の動き、土地の利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちづくりの方針を定めるもので、2つの種類があります。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（区域マスタープラン）は、都市計画区域や複数の都市計画区域を対象とし、都市計画の目標、区域区分の有無、主要な都市計画の決定方針などを定めます。本市に関連する区域マスタープランは、岡山県南広域都市計画区域（6市1町の計7市町）を対象に策定されています。

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（市町村マスタープラン）は、市町村の区域を対象とし、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に都市計画の方針を定めます。本市の「岡山市都市計画マスタープラン」は平成 24 年 3 月に策定しています。

■ 都市公園

地方自治体が都市計画区域内に設置する公園または緑地です。その機能、目的、利用対象等によって(1)住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、(2)都市基幹公園（総合公園、運動公園）、(3)大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、(4)国営公園、(5)緩衝緑地等（特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道）に区分されます。

■ 都市公園法

都市公園について定めた法律で、都市公園の定義や設置に関する基準、占有する場合の許可や条件、公園管理者による都市公園の保存義務などに関する事項が定められています。（昭和 31 年制定、最終改正平成 26 年）

■都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することで良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律です。旧・都市緑地保全法が平成16年の法改正により改称したもので、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められています。（昭和48年制定、最終改正平成26年）

【な行】

■二次林

伐採や風水害、山火事などにより天然林が改変を受けたあと、自然の力により別の構成の林が成立している状態を指します。里山林と呼ばれるものは二次林に含まれます。

■ネイチャーゲーム

五感を通じて自然を体験するための野外活動プログラムで、自然の美しさやその働きなどを直接体験し、学べるように工夫した多様なゲームが考案されています。

■農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年制定、最終改正平成27年）に基づき、総合的に農業振興を図るべき地域として指定されます。農業振興地域内における集団的に存在する農用地や生産性の高い農地、農業上の利用を確保すべき土地などは農用地区域として指定され、農地以外での土地利用が厳しく制限されています。

■農地法

耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、食料の安定供給の確保に資することを目的として定められた法律です。農地を農地以外のものにすること（＝農地転用）の規制や農地の利用関係などについて規定されています。（昭和27年制定、最終改正平成27年）

【は行】

■保安林

森林の持つ公益的機能（水源のかん養や環境の保全など）に関する重要な森林として、農林水産大臣または都道府県知事が森林法に基づき指定します。森林以外への土地の転用を原則禁止とし、伐採等の行為が規制されています。

【ま行】

■緑のネットワーク

水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格をつくり、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取り組みです。ネットワークの充実により、都市の熱環境の改善や生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、緑豊かで快適なレクリエーションの場の創出といった効果が期待されます。

【ら行】

■ライフサイクルコスト

建築物や橋、下水道など各種施設の計画・設計・施工から、その施設の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額をライフサイクルコストと言います。

■緑地協定、緑化協定

緑地協定は都市緑地法に定められた制度で、都市の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。

緑化協定も同様の制度で、岡山市環境保全条例第30条の8で定められています。(都市緑地法では緑地協定と呼びますが、旧・都市緑地保全法では緑化協定と呼ばれていました。)

■緑化地域

緑が不足している市街地等において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける、都市緑地法に基づく制度です。

■レッドリスト、レッドデータブック

絶滅などの恐れのある野生生物種に関する資料です。

環境省レッドリストでは、絶滅の恐れのある野生生物の名称やカテゴリー(絶滅の恐れに関するランク)がリスト化されています。

岡山県版レッドデータブックでは、絶滅の恐れのある野生生物の名称やカテゴリーだけでなく、分布状況や生息情報、存続を脅かす要因などのより詳細な情報が盛り込まれています。(環境省版レッドデータブックもあります。)

【英字】

■ESD

Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

■ESD に関するユネスコ世界会議

平成26年11月、国連教育科学文化機関(ユネスコ)と日本政府の共催により、岡山市及び名古屋市において開催されました。本世界会議は、ユネスコ加盟国から閣僚級をはじめ約2,000人の参加を得て、過去10年の取り組みを振り返るとともに、以降のESDの更なる推進方策について議論されました。

■NPO

NonProfit Organization の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。